

そらいろ通信 7月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



梅雨が明け、蝉が鳴き、いよいよ夏の到来ですね。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

6月は、息子の学校の各種保護者会で数回学校へ行きました。いろいろな人の話を聞く中で一つ、いいなと思った小話がありましたので、ご紹介させていただきます。

人は、プラスのこともマイナスのことも口に出します。だから、口とプラスマイナスと書いて「吐く」です。でも、口からマイナスのことをなくせば、口とプラスだけ。すなわち「叶う」になります。

酷暑でなにかと億劫になりがちですが、プラス思考で暑い夏を乗り切っていきたいと思います(^_^)/



人間関係に活かす！心理学 ～第一印象は極めて重要！～



前回ご紹介した第一印象についてですが、相手がどのような印象で受け取るかは、その人個人の経験などによって大きく左右されるため、誰もが共通に感じる印象を作るのは難しいのですが、ただし、多くの人々が共通で持つ好印象のポイントはあります。

瞬間的な印象形成の大部分を占めるのは、雰囲気や外見、つまり、顔や体型、服装、髪型、身なりの清潔さなどです。顔の印象をよくすること（顔の明るさ、自分に合った髪型）、服装、そして姿勢。姿勢がよいと安心感、安定感を持たれます。

人は瞬間的に外見で人を判断してしまいます。そして外見がよいと、内面や他にもよいところがあると連想し思い込みます。よりよい人間関係を作るためにも、これらをうまく活用したいものです。

参考「人間関係に活かす！使うための心理学 ポーポープロダクション著」

★これで完璧！ 7月の事務★



☆労働保険年度更新（6月1日～7月10日まで）☆

労働保険料の申告・納付手続きを7月10日までにを行います。前年度の保険料の確定清算と、今年度の保険料の仮払いを同時に行う手続きです。昨年4月から今年3月までに労働者へ支払った賃金の集計をし、集計した「賃金総額×保険料率」で保険料額を算出します。

☆社会保険 被保険者報酬月額算定基礎届（7月10日まで）☆

4月、5月、6月に支払った総報酬額を被保険者ごとに記載し、年金事務所に届け出ます。年金事務所では、提出された届に基づいて、各被保険者の9月分からの標準報酬月額を決定し、事業主宛に決定通知書を送付してきます。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（7月10日まで）☆

6月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（7月31日まで）☆

6月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆5月決算法人の確定申告と納税（7月中の決算応当日まで）☆

5月決算法人の確定申告と納税、11月決算法人の中間（予定）申告と納税。



* 2・6・2の法則*

集団の原理を表すことばに、「2・6・2の法則」というものがあります。10人の集団があると、そのうち2人は「優秀な人」、6人は「普通の人」、残りの2人は「劣等生」というものです。これは、優秀な人ばかりを10人集めた場合も、あまり優秀でない人を10人集めた場合も、結果としてこのような割合になるといわれています。働き者の代名詞である蟻ですら、このような割合で働いているそうですから、社内も同じということですね。問題社員をやめさせたい、と思うのは自然なことではありますが、その社員をやめさせても、また同じような社員がその中から出てくる…どこまで粘り強く問題社員に接することができるか、ということが重要なのかもしれません。

健康診断結果の提出を拒否する社員に対して

会社で実施している定期健康診断の結果が社員個人宛てに届きました。社員に対して、結果を会社へ提出するよう指示したところ、個人情報だからといって提出を拒否してきました。個人情報保護法の施行以来、病院が健診結果を労働者個人宛ての親展で送ってきたり、労働者の自宅宛てに送ってきたりするケースが増えてきています。このような場合には、どう対応すればよいのでしょうか？

事業主は1年に1回、健康診断を実施しなければなりません（労働安全衛生法）。同時に、労働者は、事業主の実施する健康診断を受信する義務があります。

そして、行った健康診断については、事業主は結果を保存しなければならず、健康に異常がある場合には、医師などの意見をもとに就業場所を変更したり、労働時間を短縮したりするなど必要な措置を講じなければなりません。これは、労働者の健康状態を把握し、適切な健康管理を行わないといけないという安全配慮義務なのです。

厚生労働省の定めたガイドラインによれば、診療機関は、労働安全衛生法に定めた健診を受託した場合、労働者本人の同意がなくとも委託元である事業主に結果を直接提供してよいことになっています。本人宛に親展で結果が送られてきた場合には、会社は本人から結果を提出してもらうことになります。

一方で、健康情報は個人情報の中でも特にセンシティブな情報ですので、取り扱いには細心の注意が必要です。担当者が周囲に聞こえるような声で話をしたり、健診結果が無造作に置かれたりしているなどの状態は避けなければなりません。労働安全衛生法では、担当者に守秘義務を課しており、健康診断の実施に関して知り得た労働者の秘密を他に漏らしてはならないと定めています。

健診結果の提出を拒否する従業員には、業務命令として結果の提出を指示し、従わなければ業務命令違反で処分することも検討する必要があります。ただし、乳がん検査など、法定の項目にないものについては、結果を提出する義務はありません。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

